

現行の参入時の許可基準

- **資金計画** (国土交通省自動車局長通達において規定)
- ・ 車両、土地、建物、機械器具、運転資金、保険料等の所要資金の見積もりが適切であること。
 - ・ 所要資金(*)の50%以上かつ事業開始当初に要する資金(**)の100%以上の自己資金が、確保されていること。

- **損害賠償能力** (国土交通省告示において規定)
- ・ 対人8,000万円以上、対物200万円以上の任意保険又は共済に全ての計画車両が加入する計画があること。

【主な所要資金】

	*所要資金	**事業開始当初に要する資金
車両費	取得価格 or1年分のリース料	2ヶ月分のローン支払金 or2ヶ月分のリース料
土地費 建物費	取得価格 or1年分のリース料	2ヶ月分のローン支払金 or2ヶ月分のリース料
運転資金	2ヶ月分の人件費、燃料費等	2ヶ月分の人件費、燃料費等
保険料等	1年分の保険料、租税公課	1年分の保険料、租税公課

具体的に講じる措置

資金計画
平成25年10月通達改正
平成25年10月施行

損害賠償
平成25年10月告示公布
平成25年12月適用

- **資金計画** (国土交通省自動車局長通達において規定)
- 貸切バス事業の安定的な経営を行う観点から、車両費並びに土地費及び建物費について、事業開始当初に必要なとされる資金確保の基準を2ヶ月分のローン支払金又はリース料から6ヶ月分に引き上げる。

	*所要資金	**事業開始当初に要する資金
車両費	取得価格 or1年分のリース料	6ヶ月分 のローン支払金 or 6ヶ月分 のリース料
土地費 建物費	取得価格 or1年分のリース料	6ヶ月分 のローン支払金 or 6ヶ月分 のリース料

- **損害賠償能力** (国土交通省告示において規定)
- 貸切バス事業者が事故発生時に確実な賠償を行い、被害者保護を図る観点から、貸切バス事業者が旅客の生命等の損害を賠償するために締結すべき損害賠償責任保険・共済の賠償限度額を対人8,000万円以上から対人無制限に引き上げる。